

文部科学省告示第九十一号

登録無形民俗文化財登録基準を次のように定める。

令和三年六月十四日

文部科学大臣 萩生田 光一

登録無形民俗文化財登録基準

保存及び活用の措置が特に必要な風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術（重要無形民俗文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 基盤的な生活文化の特色を有するもの
- 二 発生若しくは成立又は変遷の過程を示すもの
- 三 地域的特色を示すもの
- 四 時代の特徴をよく伝えているもの